

事 務 連 絡

平成26年12月26日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局

建設業課長

除排雪への協力について

今冬期は、豪雪地帯ではない地域も含めて局地的に大規模な降雪に見舞われておりますが、道路、ライフライン等の除排雪への協力に感謝申し上げます。

公共工事標準請負契約約款第20条第2項においては、発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができるとされています。

国土交通省では、除排雪への協力に関して、協力事業者が受注している公共工事の一時中止命令について、国土交通省の直轄工事については別添1のとおり通知し、地方公共団体に対しては別添2のとおり適切な取扱いをお願いするとともに、地域維持型契約方式の活用についても再度周知を図ったところです。

貴団体におかれましては、傘下の建設企業に対して、本通知の周知をお願い致します。